

新たな建設労働対策の検討について

1 事業主の新分野進出の支援

(現状)

建設投資は、減少基調にあると見込まれ、現在の建設業の雇用・就業の場は、今後、一層減少すると見込まれる。

一方、地域によっては、建設業が基幹産業となっており、既存の建設労働者の労働移動を進めるに当たって雇用の受け皿になるべき企業が外に十分に存在していない場合もある。

このため、既存の建設事業主の建設業内外の新分野進出を支援し、新たな就業の場を創出することにより、建設業の労働者の雇用の安定を図るため、厚生労働省において、新事業の業務に従事するための能力開発を行う事業主に対する助成を実施するとともに、都道府県レベルの事業主団体に助成金等の雇用対策の活用促進を図るための総合相談窓口の設置している。

また、建設事業主の新分野進出支援に向けた政府全体の動きが本格化し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、「地域の中小・中堅建設事業主の新分野進出への取組の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する」こととされるとともに、国土交通省を中心に、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省の関係局長を構成員とする「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連絡会」が開催されている。

(検討課題)

新分野進出に必要な既存労働者の能力開発等を通じた建設業の労働者の雇用の安定に向けた取組の、関係各省との連携による一層効果的な推進

2 建設業離職者の円滑な労働移動の推進

(現状)

建設投資が大きく減少する中、建設業の就業者数も、平成9年の685万人を

ピークに平成15年には604万人まで減少しているが、労働者の過不足状況については、依然として、過剰感が全産業中で最も高くなっている。

建設業における職業別の雇用過剰感を見ると、近年、管理・事務、単純工が一貫して強い状況が続いており、今後、これらの者を中心に業界外への転職を余儀なくされる者の発生が続くことが見込まれる。また、技能労働者については、従来は、一貫して不足する状況であったが、近年、過剰とする企業と不足とする企業が双方とも一定量存在する状況が続いている。

このような中、離職を余儀なくされる建設業の労働者について、失業をできる限り避け、円滑な労働移動を実現するためには、建設事業主による再就職支援が行われることが適当であるが、建設業は、中小零細な事業主が多いこと等から、事業主による再就職支援への取組は低調となっている。

(検討課題)

建設事業主の新分野進出やリフォーム等の建設業内の新規・成長分野や建設業以外の産業への労働移動の推進

建設業内で必要とされる技能を有する者の業界内の円滑な労働移動の推進

3 建設業における労働力需給調整システム

(現状)

建設業全体として雇用過剰感が強い中であって、技能労働者の過不足状況についても、過剰と不足の間を行き来するとともに、過剰とする企業と不足とする企業が常に一定量存在する状況が生じている。

このような状況の下、建設業において必要とされる技能を有する者についても、個別企業の経営状況によっては、離職を余儀なくされる事態が生じるおそれがある。

一方、建設業においては、悪質ブローカーの介入による中間搾取、強制労働の生ずるおそれが高いことから、有料職業紹介事業及び労働者派遣事業の適用除外業務とされている。

(検討課題)

建設業の特性に配慮しつつ、建設労働者の就業の機会を確保し、その雇用の安

定を図るための、建設業における円滑な労働力需給調整を可能とするシステムの在り方

4 必要な技能労働者の育成・確保の促進

(現状)

建設業の就業者の年齢構成は高齢化が進み、45歳以上の層が過半数を占め、さらに、その過半数以上が50歳台という状況にあり、中長期的にこれらの者の引退等により、技能労働者の不足が懸念されている。

また、建設業を取り巻く厳しい環境の下、教育訓練施設の休・廃止や教育訓練を実施できない状況が発生しているところである。

(検討課題)

厳しい経営環境の下、建設事業主による技能労働者の育成・確保のための教育訓練を実施を支援するための教育訓練の共同・広域的実施の推進

技能労働者の有する熟練技能を効率的、かつ体系的に伝承できる教育訓練の方策の検討